

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 福岡市・北九州市	3
3. 沖縄県	5
4. 愛知県	6
5. 広島県・今治市	7

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1)～(20) 略

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

①～⑤ 略

⑥ 虎ノ門・麻布台地区インターナショナルスクール施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的な経済活動の拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目

c) 当該事業の実施期間

令和元年12月着工、令和5年6月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

外国人向けのインターナショナルスクール施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ(5)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社（東京都港区）

日本郵便株式会社（東京都千代田区）

⑦ 虎ノ門一丁目・二丁目地区複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する、経済波及効果が高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、ユニークベニューとしての特性を有する多様なニーズに対応する複合MICE施設（集会施設、宿泊施設）を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門一丁目、二丁目

c) 当該事業の実施期間

令和2年5月着工、令和5年7月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設（集会施設、宿泊施設）

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ（2）

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社（東京都港区）

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1)～(5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑱ 略

⑳ ホライズンテクノロジー株式会社（福岡市西区、令和2年7月22日設立）

㉑ 株式会社JCCL（福岡市西区、令和2年12月2日設立）

㉒ F.MED株式会社（福岡市中央区、令和3年3月12日設立）

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1)～(9) 略

(10) 事項：テレワークの普及を促進するための「北九州市テレワーク推進センター」の設置

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「北九州市テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市内

- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。
- iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- ・テレワークに係る相談窓口の設置
  - ・テレワークに係る支援制度の案内
  - ・テレワークに係るサービス及び技術等の情報提供
  - ・テレワーク体験機会の提供
  - ・北九州市が実施するテレワーク普及・人材マッチング・スタートアップ支援・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携

## 沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (1) 略

#### (2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「沖縄県開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「沖縄県開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び沖縄県

ii) 設置場所：Startup Lab Lagoon Naha 内

iii) 実施体制：責任者、申請サポート担当を配置する。

- ・責任者は、Startup Lab Lagoon Naha 内に配置するワンストップセンターの施設長とし、本事業が「区域方針」及び「沖縄県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び沖縄県と行う。また責任者は、その運営に関する責任を負う。

- ・申請サポート担当は、沖縄県が配置し、法人設立等申請の手続支援や本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援

- ・申請サポート担当から各省庁の管轄する窓口への連絡調整

- ・セミナー開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターには申請サポート担当が常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後6時までとする。

沖縄県が取り組むスタートアップ・エコシステム構築に向けた支援拠点「Startup Lab Lagoon Naha」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

## 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (18) 略

(19) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 北名古屋市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2

【令和5年度より実施】

## 広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1)～(9) 略

(10) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 呉市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2

【令和5年度より実施】